

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査及び特定作物統計調査は、耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにすることにより、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく食料・農業・農村基本計画において策定された食料自給率や生産数量目標の策定及び目標達成に向けた生産指導・達成状況の検証、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づく需給見通し等の策定、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業の適正な運営、各作物に関する生産振興に資する各種事業（強い農業づくり交付金等）の推進のための資料等を整備することを目的としている。

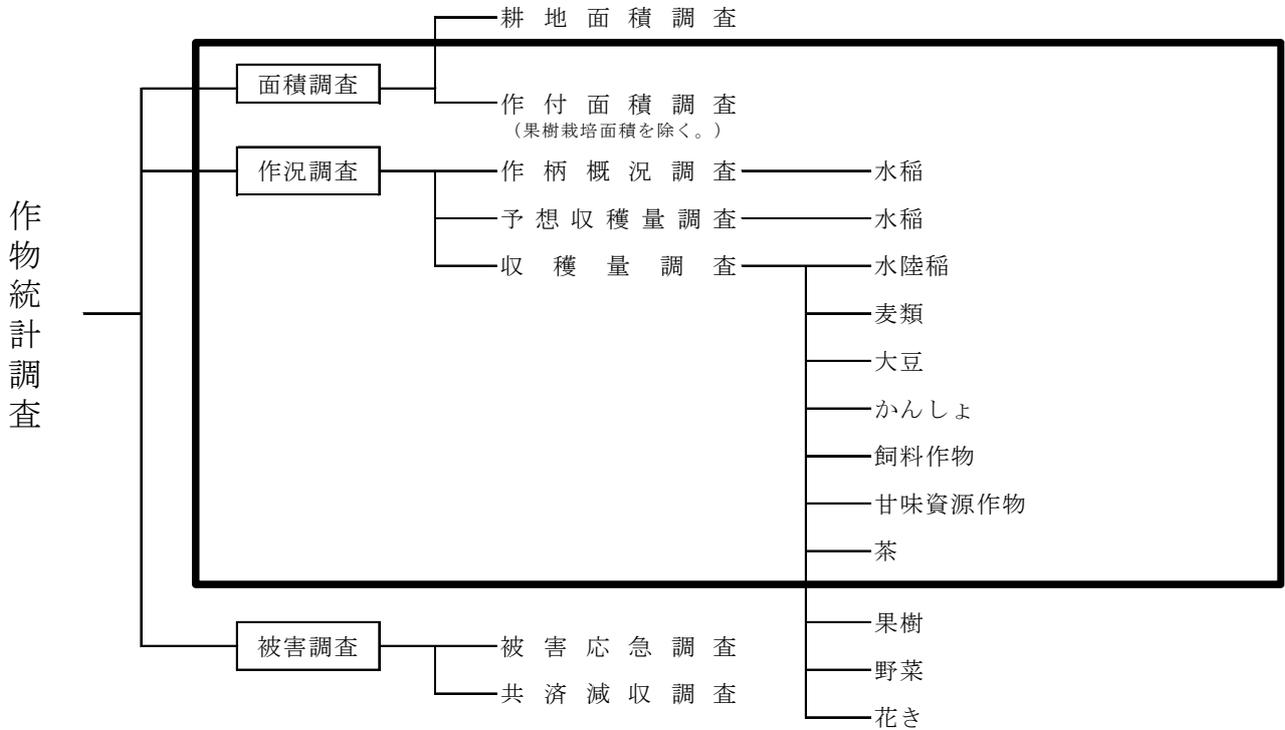
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく基幹統計調査である。
また、特定作物統計調査は、同法第19条第1項に基づく一般統計調査である。

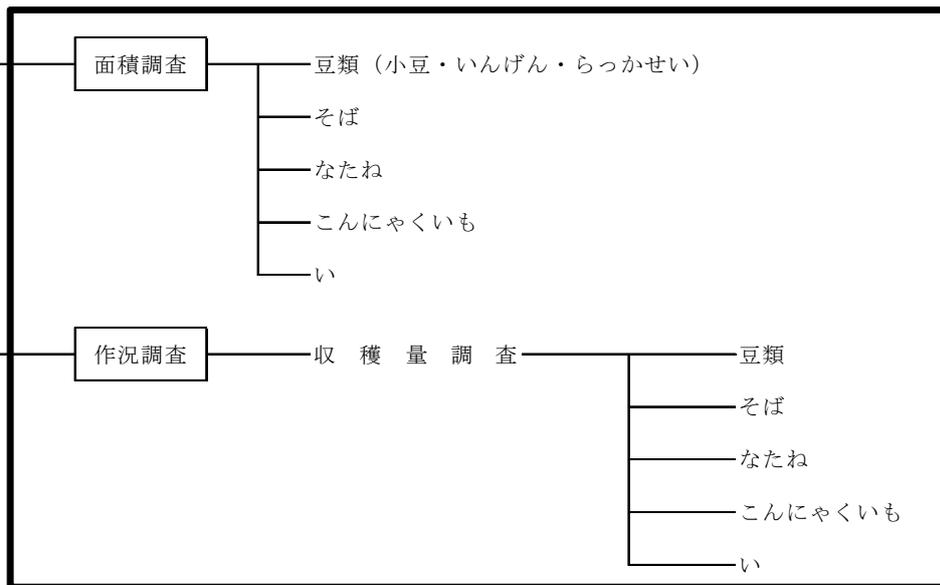
(3) 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて行った。

(4) 調査の体系（太線部分が公表した範囲）



特定作物統計調査



(5) 調査の範囲

ア 作付面積調査

全国の区域（てんさい、さとうきび、こんにゃくいも及び「い」にあつては、イの調査と同じ範囲）である。

イ 作況調査

次の表の左欄に掲げる作物について、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりである。

なお、全国の区域を範囲とする調査を3年ごと又は5年ごとに実施する作物について、当該周期年以外の年において調査の範囲とする都道府県の区域を主産県といい、24年産を主産県を調査の範囲として実施したものは同表の右欄に「○」を付した。

水稲、陸稲、麦類(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)及び大豆	全国の区域	
かんしょ	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○
飼料作物（牧草、青刈りとうもろこし及びソルゴー）	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業（24年4月時点）のうち飼料作物に係る事業を実施する都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	○
てんさい	北海道の区域	
さとうきび	鹿児島県及び沖縄県の区域	
茶	全国荒茶生産量のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業を実施する都道府県及び強い農業づくり交付金による茶に係る事業を実施する都道府県の区域。ただし、5年ごとに全国の区域	○
豆類(小豆、いんげん及びらっかせい)	全国作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県及び畑作物共済事業を実施する都道府県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	
そば	全国の区域	
なたね	全国の区域	
こんにゃくいも	栃木県及び群馬県の区域。ただし、3年ごとに全国の区域	
い	福岡県及び熊本県の区域	

(6) 調査の対象

ア 作付面積調査

(ア) 水稲

水稲の栽培に供された全ての土地

(イ) 水稲以外の作物

関係団体

イ 作況調査

(ア) 水稲

水稲が栽培されている土地

(イ) てんさい及びさとうきび

製糖会社、製糖工場等

(ウ) 茶

荒茶工場

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる作物以外の作物

関係団体及び調査対象作物を販売目的で作付けした農林業経営体

(7) 調査期日

ア 作付面積調査

(ア) 水稲及び茶 7月15日

(イ) 豆類 9月1日（北海道の小豆、いんげん及びらっかせいにあつては、7月1日）

(ウ) 陸稲、麦類、そば、飼肥料作物、かんしょ、てんさい、さとうきび、なたね、こんにゃくいも及び「い」 収穫期

イ 水稲の作況調査

(ア) 作柄概況調査 7月15日現在（注1）、8月15日現在及びもみ数確定期（注2）

注1： 徳島県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の早期栽培並びに沖縄県の第一期稲を対象とした。

注2： 平成24年産調査は、9月15日現在で調査を実施した。

(イ) 予想収穫量調査 10月15日現在

(ウ) 収穫量調査 収穫期

ウ 水稲以外の作物の作況調査 収穫期

(8) 調査方法の概要

ア 作付面積調査

(ア) 水稲作付面積

a 母集団の編成

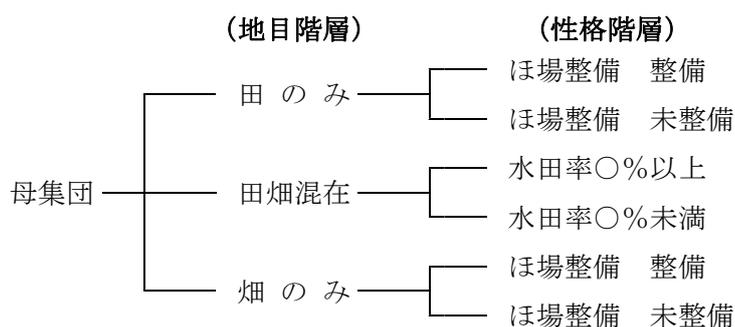
全国の耕地とその周辺にある開墾可能な土地について、空中写真、国土基本図等の資料に基づき耕地面積が約2ha（北海道にあつては、約10ha）となるような「単位区」（地続きの区画）を設定し、この単位区の集まりを母集団としている。

母集団は、区画の再整備、宅地・道路・工場用地への転用等による農地の日々の変化を適切に反映するため、毎年計画的に補正を行っている。

b 階層分け

調査精度の向上を図るため、母集団を各単位区内の耕地の地目に基づいて地目階層（「田のみ階層」、「田畑混在階層」及び「畑のみ階層」）に分類し、次にそれぞれの地目階層について、ほ場整備の状況、水田率等の指標で設定した性格階層に分類している。

階層分け模式図（例）



c 標本配分及び抽出

水稲作付面積が的確に把握できるよう各階層ごとに標本数を配分し、階層ごとに配分された数の標本単位区を系統抽出法により抽出する。

なお、各階層内の単位区は、bで示したように地目及び性格が類似したものであるため、抽出された標本は階層の代表性が高いものとなっている。

d 実査（対地標本実測調査）

抽出した標本単位区内の水稲が作付けされている全ての筆について、1筆ごとに田台帳面積を基準に水稲作付面積を見積もる。

e 推定

「標本単位区の田台帳面積の合計」に対する「実査により得られた標本単位区の水稲作付見積面積の合計」の比率を「母集団（全単位区）の田台帳面積の合計」に乘じ、これに測量修正率（別途測量して算出した台帳面積に対する実測面積の比率）を乗じることにより、全体の水稲作付面積を推定している。

$$\text{推定面積} = \frac{\text{標本単位区の水稲見積面積合計}}{\text{標本単位区の田台帳面積合計}} \times \text{全単位区の田台帳面積合計} \times \text{測量修正率}$$

f その他

遠隔地、離島、市街地等の実測調査が非効率な地域については、職員による巡回・見積り及び関係機関からの情報・資料収集、空中写真等の利用によって把握している。

(イ) 東日本大震災に伴う被災区域

東日本大震災の影響により、対地標本実測調査が困難な区域については、職員による巡回・見積り及び関係機関からの情報・資料収集、空中写真等の利用によって把握している。

また、福島県のうち原子力災害対策特別措置法により立入りが制限されている区域については、対地標本実測調査及び職員による巡回・見積りの実施が困難なことから、当該区域の前年耕地面積を計上している。

(ウ) てんさい及びさとうきびの作付（栽培）面積

製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査により行い、巡回・情報収集により補完している。

(エ) (ア)及び(ウ)に掲げる作物以外の作物の作付（栽培）面積

関係団体に対する往復郵送調査によって把握し、これを巡回・見積り及び関係機関からの情報・資料収集により補完している。

イ 作況調査

(ア) 水稲

a 母集団

アの(ア)のaで編成された母集団のうち、田のみ階層及び田畑混在階層に分類される単位区を母集団としている。

b 階層分け

都道府県別に地域行政上必要な水稲の作柄を表示する区域として、水稲の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割した区域を「作柄表示地帯」として設定し、この作柄表示地帯ご

とに収量の高低、年次変動、収量に影響する条件等を指標とした階層分けを行っている。

c 標本の配分及び抽出

都道府県別に配分された標本数を階層別に比例配分する。

階層別に配分された標本数を単位区の田台帳面積に比例した確率で抽出する確率比例抽出法（具体的には単位区を田台帳面積の小さい方から順に並べ、田台帳面積が等間隔となるように単位区を選ぶ方法）により標本単位区を抽出する。抽出された標本単位区内で、水稻が作付けされている筆から1筆を無作為に選定して実測調査を行う筆（以下「作況標本筆」という。）とする。

d 作況標本筆の実測

作況標本筆の対角線上の3箇所を系統抽出法により調査箇所に選定し、株数、穂数、もみ数等の実測調査を行う。

e 10a 当たり玄米重の算定

(a) 作柄概況調査及び予想収穫量調査

刈取りが行われる前に調査を実施するため、穂数、1穂当たりもみ数及び千もみ当たり収量のうち実測可能な項目については実測値を用い、実測が不可能な項目については過去の気象データと実測データを基に作成した予測式による推定値を算定し、これらの数値の積により10a 当たり玄米重を予測する。

(b) 収穫量調査

各作況標本筆について一定株数（1㎡分×3箇所の株数）の稲を刈り取り、脱穀・乾燥・もみすりを行った後に、飯用に供し得る玄米（農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）に定める三等以上の品位を有し、かつ、粒厚が1.70mm以上であるもの）となるように選別し、10a 当たり玄米重を決定する。

f 10a 当たり収量の推定

各作況標本筆の10a 当たり玄米重を基に都道府県別の10a 当たり玄米重平均値を推定し、これにコンバインのロス率（コンバインを使用して収穫する際に発生する収穫ロス）や被害データを加味して検討を行い都道府県段階の10a 当たり収量を推定する。

さらに、作況基準筆（10a 当たり収量を巡回・見積りにより把握する際の基準とするものとして有意に選定した筆をいう。）の実測結果及び特異な被害が発生した際に設置する被害調査筆の実測結果を基準とした巡回・情報収集による作柄や被害の見積りによって推定値を補完する。

g 収穫量及び被害量

作況標本筆の刈取り調査結果から推定した10a 当たり収量に作付面積を乗じて収穫量を求める。

被害量は、農作物に被害が発生した後、生育段階に合わせて被害の状況を巡回・見積りで把握する。また、特異な被害が発生した場合は、被害調査筆を設置して調査を実施し把握する。

(イ) てんさい及びさとうきび

製糖会社、製糖工場等に対する往復郵送調査により行い、巡回・情報収集により補完している。

(ウ) 茶

荒茶工場から無作為に抽出した標本荒茶工場に対する往復郵送調査及び職員による巡回・情報収集により補完している。

なお、各都道府県の荒茶生産量規模別の工場数に応じ、一定の生産量以上を有する工場については全て調査している。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる作物以外の作物

関係団体及び標本経営体（2010年世界農林業センサスにおいて調査対象作物を販売目的で作付けした経営体から無作為抽出したもの）に対して往復郵送調査を行い、その結果を職員による巡回・情報収集により補完している。

ウ 気象データの収集

気象庁から気温、日照時間、降水量等の気象データを収集し、収穫量調査の基礎資料としている。

(9) 全国値の推計方法

ア かんしょ及び飼料作物

24年産の調査が主産県を調査の範囲とした調査であるかんしょ及び飼料作物については、全国調査を行った23年産の調査結果に基づき次により推計を行っている。

収穫量の全国値＝主産県の収穫量＋主産県以外の各都道府県の収穫量（x）の合計値

この場合において、

x＝直近の全国調査年（調査の範囲が全国の区域である年をいう。以下同じ。）における当該都道府県の10a当たり収量×10a当たり収量の比率（y）×当該都道府県の当該年産の作付面積

注：y＝主産県の10a当たり収量／直近の全国調査年における主産県の10a当たり収量

ただし、飼料作物のうち牧草については、放射性物質調査の結果により給与自粛措置が行われた地域があったことから、全国値の推計を行っていない。

イ 茶

24年産の調査は、主産県を調査の範囲とするものであるが、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき出荷制限が行われたものがあることから、全国の荒茶生産量（年間計）の推計を行っていない。

(10) 調査精度

ア 作付面積調査の対地標本実測調査における水稲作付面積に係る標本数及び調査結果（全国）の実績精度（標準誤差率の推定値）は、次のとおりである。

区 分	標本数	標準誤差率（％）
水稲作付面積	39,484	0.31

注：標準誤差率（％）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

イ 水稲作況調査の標本実測調査における標本筆数及び10a当たり玄米重に係る調査結果（全国）の実績精度（標準誤差率の推定値）は、次のとおりである。

区 分	標本数	標準誤差率（％）
10a当たり玄米重	10,200	0.15

注：標準誤差率（％）＝標準誤差の推定値÷推定値×100

ウ 水稲以外の作物については、全数調査と標本調査結果を併用して統計値を算出していることから、目標精度は設定していない。

(11) 調査対象数

ア 作付面積調査

(ア) 水稲

39,484単位区

(イ) 水稲以外の作物

区 分	関係団体調査		
	団体数 ①	有効 回収数 ②	有効回収率 ③=②/①
陸 稲	団体 28	団体 28	% 100.0
麦 類	657	651	99.1
大 豆	662	647	97.7
小 豆	145	142	97.9
い ん げ ん	67	66	98.5
ら っ か せ い	22	20	90.9
そ ば	328	323	98.5
か ん し ょ	139	137	98.6
飼 肥 料 作 物	271	271	100.0
茶	142	139	97.9
な た ね	97	93	95.9
て ん さ い	注 3	注 3	100.0
さ と う き び	注 103	注 58	56.3
こ ん に や く い も	37	35	94.6
い	4	4	100.0

注：単位は、「事業場」である。

イ 作況調査

(ア) 水稲

作況標本筆 10,200筆、作況基準筆 721筆

(イ) 水稲以外の作物

区 分	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	母 集 団 経 営 体 数 ④	標 本 数 ⑤	抽 出 率 ⑥=⑤/④	有 効 回 収 数 ⑦	有効回収率 ⑧=⑦/⑤
陸 稲	団体 25	団体 21	% 84.0	経営体 4,876	経営体 523	% 10.7	経営体 186	% 35.6
小 麦	618	605	97.9	46,274	759	1.6	451	59.4
大麦・はだか麦				19,373	645	3.3	305	47.3
大 豆	656	591	90.1	99,111	5,344	5.4	2,739	51.3
小 豆	141	132	93.6	39,317	3,629	9.2	1,607	44.3
い ん げ ん	71	47	66.2	31,787	3,394	10.7	650	19.2
ら っ か せ い	13	12	92.3	31,787	1,947	6.1	348	17.9
そ ば	340	310	91.2	29,733	2,793	9.4	1,642	58.8
か ん し ょ	88	82	93.2	23,053	1,238	5.4	718	58.0
飼 料 作 物	30	29	96.7	59,852	5,492	9.2	2,785	50.7
な た ね	99	95	96.0	9,030	1,469	16.3	323	22.0
て ん さ い	注 3	注 3	100.0					
さ と う き び	注 103	注 58	56.3					
こ ん に や く い も	37	35	94.6	3,660	331	9.0	193	58.3
い	4	4	100.0					

注：単位は、「事業場」である。

区 分	母集団荒 茶工場数 ⑨	標本数 ⑩	抽出率 ⑪=⑩/⑨	有 効 回 収 数 ⑫	有効回収率 ⑬=⑫/⑩
茶	工場 5,668	工場 1,012	% 17.9	工場 861	% 85.1

(12) 統計の表章範囲

掲載した統計の全国農業地域の区分とその範囲は、次表のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 地方農政局

地方農政局名	所属都道府県名
東北農政局	アの東北の所属県と同じ。
北陸農政局	アの北陸の所属県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	アの近畿の所属府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属県と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

2 定義及び基準

(作付面積調査)

作付面積	水稻、麦等、は種又は植付けをしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物が生育している面積をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、作付面積として計上した。
栽培面積	茶、さとうきび等、1度のは種又は植付けの後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物が栽培されている面積（さとうきびにあつては、当年産の収穫を意図するものに加え、苗取り用、次年産の夏植えの収穫対象とするもの等を含む。）をいう。けい畔に作物を栽培している場合は、その利用部分を見積もり、栽培面積として計上した。
摘採面積	茶の栽培面積のうち、摘採した実面積をいう。
収穫面積	こんにゃくいもにあつては、栽培面積のうち生子 <small>きご</small> （種いも）として来年に植え付ける目的として収穫された面積を除いた面積をいう。 さとうきびにあつては、当年産の作型（夏植え、春植え及び株出し）の栽培面積のうち実際に収穫された面積をいう。なお、その全てが収穫放棄されたほ場に係る面積は収穫面積には含めない。

(作況調査)

年産区分	収穫量の年産区分は収穫した年（通常の収穫最盛期の属する年）をもって表す。したがって、作業、販売等の都合により収穫が翌年に持ち越された場合も翌年産とせず、その年産として計上した。ただし、さとうきびにあつては、通常収穫期が2箇年にまたがるため、収穫を始めた年をもって表した。
収穫量	収穫し、収納（保存又は販売できる状態にして収納舎等に入れることをいう。）がされた一定の基準（品質・規格）以上のものの量をいう。なお、収穫前における見込量を予想収穫量という。
10 a 当たり収量	実際に収穫された10 a 当たりの収穫量をいう。
〃 平年収量	作物の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移や被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合いや作付変動等を考慮して、実収量のすう勢を基として作成したその年に予想される10 a 当たり収量をいう。
〃 平均収量	原則として直近7箇年のうち、最高及び最低を除いた5箇年の平均値をいう。
〃 平均収量対比	10 a 当たり平均収量に対する10 a 当たり収量の比率をいう。
作況指数	作柄の良否を表す指標のことをいい、10 a 当たり平年収量に対する10 a 当たり収量（又は予想収量）の比率をいう。
子実用	主に食用に供すること（子実生産）を目的とするものをいい、全体から青刈り用を除いたものをいう。なお、青刈り用とは、子実の生産以前に刈り取られて飼肥料用等として用いられるもの（青刈りには稲発酵粗飼料用稲（ホールクロップサイレージ）、わら専用稲等を含む。）のほか、飼料用米及びバイオ燃料用米をいう。
乾燥子実	食用を目的に未成熟（完熟期以前）で収穫されるもの（えだまめ、さやいんげん等）を除いたものをいう。 また、らっかせいはさやつきのものをいう。
(水陸稲)	
作柄表示地帯	地域行政上必要な水稲の作柄を表示する区域として、都道府県を水稲の生産力（地形、気象、栽培品種等）により分割したものをいう。
水稲の二期作栽培	同一の田に年間2回作付けする栽培方法をいい、第1回の作付けを第一期稲、第2回の作付けを第二期稲という。
(さとうきび)	
春植え	(平成24年産の場合) 平成24年2月から4月に植え付けて、平成24年12月から25年4月に収穫したものをいう。
夏植え	(平成24年産の場合) 平成23年7月から9月に植え付けて、平成24年12月から25年4月に収穫したものをいう。

株 出 し (平成24年産の場合) 前年収穫した宿根株から発芽させて、平成24年12月から25年4月に収穫したものをいう。

(茶)

茶 期 区 分 茶期は各地方によって異なっており、さらに、その年の作柄や被害、他の農作業等の関係もあってこれを明確に区分することは困難であるため、各茶期の区分は通常その地域の慣行による茶期区分によることとした。ただし、全国的茶期区分は、次の期日による区分を基準とした。

茶 期 名	区 分	茶 期 名	区 分
一 番 茶	3月10日 ~ 5月31日	冬春秋番茶	
二 番 茶	6月1日 ~ 7月31日	冬春番茶	1月1日 ~ 3月9日
三 番 茶	8月1日 ~ 9月10日	秋冬番茶	10月21日 ~ 12月31日
四 番 茶	9月11日 ~ 10月20日		

なお、3月10日以降であっても整園の目的を兼ねて摘採し、荒茶に加工したものは冬春秋番茶に含めた。

(「い」)

「い」生産農家数 「い」を生産する全ての農家の数をいう。

畳表生産農家数 「い」の生産から畳表の生産まで一貫して行っている農家の数をいう。

畳 表 生 産 量 畳表の生産枚数をいう。
 なお、平成24年産の畳表生産量は、平成23年7月から24年6月までの間に生産されたものである。

(被 害)

被 害 ほ場において、栽培を開始してから収納をするまでの間に、気象的原因、生物的原因その他異常な事象によって農作物に損傷を生じ、基準収量より減収した状態をいう。

基 準 収 量 農作物にある被害が発生したとき、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量をいう。

被 害 面 積 農作物に損傷が生じ、基準収量より減収した面積で、被害種類別の被害面積を合計した延べ面積をいう。

被 害 面 積 率 作付面積に対する被害面積の割合（百分率）をいう。

被 害 量 農作物に損傷を生じ、基準収量から減収した量をいう。

被 害 率 平年収量（作付面積 × 10 a 当たり平年収量）に対する被害量の割合（百分率）をいう。

3 利用上の注意

(1) 数値の四捨五入について

ここに掲載した統計数値は、下記の方法によって四捨五入しており、全国計と都道府県別数値の積上げ、あるいは合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数	7桁以上	6 桁	5 桁	4 桁	3桁以下	
	(100万)	(10万)	(1万)	(1,000)	(100)	
四捨五入する桁数 (下から)	3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 しない	
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

(2) 表中記号について

本書の統計表中に使用した記号は以下のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) 本統計の累年データについて

農林水産省ホームページ中の統計情報の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「米」、「麦」、「いも・雑穀・豆」、「工芸農作物（さとうきび、茶など）」、「畜産」に掲載している。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

4 問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課 解析班

電話：(代表)03-3502-8111 内線3683

(直通)03-3502-5670

FAX： 03-5511-8771